

平成30年度  
第5回高松市農業委員会定例総会  
議 事 録

平成30年8月10日開会

高松市農業委員会

平成30年度第5回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 平成30年8月10日（金）午後2時開会

開催場所 高松市役所第32会議室

出席委員 23人

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 2番 真鍋 俊二
- 3番 佐竹 博巳
- 4番 佃 俊子
- 6番 太田 政美
- 7番 高砂 清一（会長職務代理者第2）
- 8番 横井 豊
- 9番 森口 憲司
- 10番 三好 義光
- 11番 赤松 貞廣
- 12番 谷口 勝幸
- 13番 橋本 修
- 14番 佃 光廣
- 15番 富本 正樹
- 16番 妹尾 嘉起
- 17番 花澤 均
- 18番 原田 和幸
- 19番 兔子尾紀夫（会長職務代理者第1）
- 20番 森 吉朝
- 21番 宮武 正明
- 22番 橋田 行子
- 23番 神内 茂樹
- 24番 古川 浩平

欠席委員 1人

- 5番 上砂 正義

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼農政課長 川西 好春
- 農政課長補佐 西谷 茂浩
- 農地係長 多田 利浩
- 農政管理係長 浮田 政宏
- 副主 幹 中野 清作
- 副主 幹 横井 和久
- 主 査 稲積 直子

## 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について  
イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
（一般議案）
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
（特別議案）
- 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
（一般議案）
- 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第8号 非農地証明願について
- 議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第10号 農業委員会組織による「平成30年7月豪雨災害義援金」  
の募集について
- 報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状

**議 長(会長)** ただ今から平成30年度第5回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の出席委員は24人中23人で、定例総会は成立しております。

なお、上砂委員からは欠席の連絡を受けております。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が有りませんので、議事録署名委員は6番太田委員及び8番横井委員の御両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**稲積主査** 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申しあげます。

議案書1ページを御覧ください。

1番、2番は、賃借人が労力不足のため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

3番も、賃借人が労力不足のため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

4番は、第三者が転用するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権20番、21番のとおりです。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申しあげます。

議案書2ページをお開きください。

1番、2番は、第三者が転用するため香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたものです。

転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権11番のとおりです。

3番、4番も、第三者が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権12番のとおりです。

5番、6番、7番は、貸人が自ら耕作するため返還を受けたものです。7番は、農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権8番に関連しています。

8番、9番、10番は、借人が体調不良のため返還したものです。

11番は、借人が労力不足のため返還したものです。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について4件、イ 使用

貸借に係る農地返還通知について11件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——— 御発言が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**中野副主幹** 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書3ページを御覧ください。

1番は、道路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成21年10月に造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

2番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成5年ごろに建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が495.26平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

3番は、平屋建1棟の貸保育園用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が115.60平方メートル有ります。

4番は、2階建1棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が325.50

平方メートル有ります。

5番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、既存住宅の敷地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和57年10月に建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が558.59平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

6番は、申請地周辺の宅地化が進み駐車場需要が高いことから、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、同居する娘家族のための貸住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成26年10月に建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が199.40平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

8番は、お寺の法要等の儀式をする際、檀家の駐車場が不足していることから、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権6番と関連しています。

9番は、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.62平方メートルを300枚、7基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、所有農地のうち、申請地は自宅から遠く耕作が不便であるため転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受け、四国電力への系統連系にかかる契約も平成28年10月27日に締結されており、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

10番は、2階建1棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が113.58平方メートルあります。

議案書4ページをお開きください。

11番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は宅地化が進み駐車場需要が高いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成26年6月に造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が104.40平方メートルあります。農地法第5条第1項の規定による許可の取消願1番と関連しています。

12番の転用者は、タイヤの修理・販売業を営んでおり駐車スペースが手狭となったことから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成3年ごろに造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が54平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

13番は、農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、既存住宅の敷地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和45年12月に建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が309.07平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

14番は、道路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成12年10月に造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

15番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成12年1月に建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が767.46平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

16番は、住宅と農地への進入のための道路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、耕作及び生活の利便性を向上させるもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和60年ごろに造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

17番は、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.62平方メートルを360枚、6基の太陽光発電設備用地と隣接農地への進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は自宅から遠距離にあり耕作が不便であるため転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受け、四国電力への系統連系に係る申込みも平成29年12月6日に受付けされており、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について17件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたしました。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——— 御発言が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**横井副主幹** 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について御説明申しあげます。

議案書5ページを御覧ください。

1番は、平成30年6月20日付けで、使用貸借による権利を設定し分家住宅用地として申請していましたが、所有権移転に変更するため許可申請の取下願があったものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権19番に関連しています。



以上、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について1件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——— 御発言が無いようでありますので、議案第3号については承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議長** 御異議が無いようでありますので、議案第3号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**横井副主幹** 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について御説明申しあげます。

議案書6ページを御覧ください。

1番は、平成27年10月27日付けで、非農家の自己住宅用地として許可を受けていましたが、転用計画の中止により許可の取消願があったものです。

なお、取消願のあった農地については、新たに露天貸駐車場用地として利用するもので、農地法第4条第1項の規定による許可申請11番に関連しています。

以上、議案第4号 農地法第5条の規定による許可の取消願について1件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——— 御発言が無いようでありますので、議案第4号については承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議長** 御異議が無いようでありますので、議案第4号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

まず、現地調査の概要を調査委員の兔子尾委員より報告をお願いします。

**兔子尾委員** 現地調査委員の兔子尾です。

今回の特別現地調査委員は、太田委員、横井委員と私の3名で現地調査を実施しました。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案のうち、所有権の5番は、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

内容につきましては、現地調査委員を代表して太田委員と横井委員から報告をお願いします。

**太田委員** 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案の所有権について説明申しあげます。

別紙の5条特別議案書を御覧ください。

1番の申請地は、高松市立鶴尾中学校北500メートルに在り、アルミ製サッシュ等の製造販売及び施工を営む転用者が、さらなる事業拡張のため本社近くで工場を新築しており、これに伴い従業員用の駐車場用地を確保するため転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、申請地は主要地方道高松・川東線及び、先月開通した峰山トンネルがある木太・鬼無線の近傍にあり交通の利便性が良く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松市立川添小学校北西600メートルに在り、転用者が役員を務める土木工事業及び土木資材の販売・運搬を行う法人において、既存の資材・車両置場が本社から遠方にあり手狭で事業効率が悪いことから、新たな露天資材・残土・車両置場を造成し、法人へ賃貸するため転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、本社の東隣であり、主要地方道高松・長尾・大内線に近接し作業及び交通の利便性が良く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知1・2番及び、農地法第5条許可申請特別議案賃借権1番に関連し一体利用するもので、総合計面積が2,280平方メートルとなります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3番の申請地は、琴電長尾線木太東口駅南東600メートルに在り、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道高松・志度線に近く交通の利便性が良く、300メートルほど西側一体は都市計画用途地域で商業施設が多く建築されており、周辺は分譲住宅・共同住宅等により宅地化が進み生活及び住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用用悪水路が4.71平方メートルあります。使用貸借に係る農地返還通知3・4番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

4番の申請地は、高松市立弦打小学校北500メートルに在り、29区画の宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、県道

檀紙・鶴市線に近接し交通の利便性が良く、周辺は閑静な住宅街で生活環境が優れた地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。用途廃止する併用悪水路が40.09平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

私の説明はここまでとし、5番からは横井委員が説明します。

**横井委員** 現地調査委員の横井です。5番からは私が説明します。

5番の申請地は、JR予讃線鬼無駅南400メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道衣掛・郷東線に面し、JR鬼無駅、主要地方道高松・善通寺線にも近く交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅・共同住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

6番の申請地は、高松市立国分寺中学校北300メートルに在り、不動産業を営む転用者が、出店の決まった釣具店の店舗用地として造成し貸付けするため転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、国道11号線に面し交通の利便性が良く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、申請地は、持分2分の1を持つ2人の所有者の共有物件8筆であり、2人のうち、1人は転用者へ所有権移転し、残り1人は転用者の代表者で、持分部分について賃借権を設定するものです。併用宅地等が265.42平方メートルあります。農地法第5条許可申請特別議案賃借権2番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2ページを御覧ください。賃借権について説明します。

1番の申請地は、高松市立川添小学校北西600メートルに在り、先ほど説明のありました農地法第5条許可申請特別議案所有権2番と一体利用するため転用申請するものです。

所有権2番と同様、立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準についても、適切であると考えます。農地法第5条許可申請特別議案所有権

2番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松市立国分寺中学北300メートルに在り、不動産業を営む転用者が賃借し出店の決まった釣具店の店舗用地として造成し、先ほど説明しました所有権6番と一体利用し貸付けするため転用申請するものです。

立地基準及び一般基準については、所有権6番と同様適切であると考えます。併用宅地等が265.42平方メートルあります。農地法第5条許可申請特別議案所有権6番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権6件賃借権2件であります。許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨審議いただきますよう、よろしくお願ひします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——— 御発言が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**横井副主幹** 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず、所有権移転の案件について御説明申しあげます。

議案書7ページを御覧ください。

1番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が313.66平方メートルあります。

3番の転用者は、サッシュ製造販売業を営んでいる法人で、近年、受注が増え、加工部品等の保管場所が不足していることから、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が48.15平方メートルあります。

4番の転用者は、青果物の運送業を営んでいる法人で、事業拡大により既存倉庫が手狭となったことから、新たに倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が1,550平方メートルあります。

5番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は分譲住宅、共同住宅等により宅地化が進んだ住環境の良い地域であり購入需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が285平方メートルあります。

6番は、宗教法人の住職である個人が、寺院の露天駐車場への貸進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が13.50平方メートルあります。農地法第4条の規定による許可申請8番に関連しています。

なお、本来であれば、使用する宗教法人が転用者となるべきところですが、資金面の関係から住職個人が取得し法人へ貸し付けるものです。

7番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道に面し、周辺は分譲住宅等で宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから、転用

理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書8ページを御覧ください。

9番は、土木建築会社を営む法人の役員が転用者となり、近年、土地造成工事の受注が増えたことから、花崗土を保管するため経営法人への露天貸資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、現作業所に隣接し事業効率上、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が472.79平方メートルあります。

なお、本来であれば、使用する法人が転用者となるべきところですが、資金面の関係から会社役員個人が取得し法人へ貸し付けるものです。

10番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、昭和40年3月に建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が552.06平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

13番は、分家住宅の貸宅地造成用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、本来であれば、使用する息子が転用者となるべきところですが、資金の関係から父が取得し、息子へ貸し付けるものです。

14番の転用者は、乳製品の加工販売業を営んでいる法人で、事務所敷地内の駐車場が手狭となったことから、隣接地を露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成10年ごろに一部造成済みですが、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

15番の転用者は、貸サービス付高齢者向け住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道に面し、周辺は共同住宅等で宅地化が進み、類似施設の利用も好調で入居需要も見込まれるため転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

16番の転用者は、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.64平方メートルを320枚、5基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存の太陽光発電設備用地の隣接地で管理もし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定については、経済産業省より平成30年5月30日に認定されており、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書9ページを御覧ください。

18番は、個人で共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道に近く、周辺は市営団地等で宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が9.67平方メートルあります。農地法第3条第1項の規定による許可申請地役権1番に関連しています。

19番は、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、教育施設にも近く、周辺は宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願1番に関連しています。

20番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成2年ごろに造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。農地法第18条第6項の規定による通知

4番に関連しています。

21番は、20番の隣接地で、近年、事業量の増加に伴い資材置場が手狭となり、新たな露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、法人の作業所に隣接し管理もし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成2年ごろに造成済みですが、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。農地法第18条第6項の規定による通知4番に関連しています。

議案書10ページを御覧ください。

23番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、転用者が開発した分譲住宅地に隣接し、周辺は宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

24番の転用者は、大工をしており借家の敷地では手狭となったことから、新たな露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、次の25番の新たな自己住宅と近接して、管理もし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

25番は、24番の転用者と同じで、借家の敷地では事業及び生活上手狭となったことから、新たな非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、新たな駐車場にも近く市道に面し、周辺は宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が231平方メートルあります。

議案書11ページを御覧ください。

27番は、既存住宅が県道の道路整備事業により収用されることから、新たな非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存住宅と同じ地域で教育施設にも近く、周辺は宅地化の進んだ住環境の良い地域である



ことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

12ページを御覧ください。

1番の転用者は、土木建築業を営んでいる法人で、事業拡大に伴い建築用品等の保管、従業員用駐車場が不足しており、新たな露天駐車場・資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成25年ごろに一部造成済みですが、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

3番の転用者は、建設業を営んでいる法人で、受注した公共工事、川島地区幼保一体化施設用地造成工事の施工に際し、工事期間中の仮設露天資材置場・駐車場・事務所用地として利用するため平成30年8月20日から31年3月30日までの間一時転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、工事完了後の農地復元が確実と認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申しあげます。

13ページを御覧ください。

1番は、不動産業を営む法人が、代表者の農地を借り受けて貸事務所用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、祖父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

3番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、農業の手伝いがし易く親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分

については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、宗教法人が、代表役員の所有する農地を借り受けて門信徒会館の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成3年9月に建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が1,655.29平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

5番は、祖父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

6番も、母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、農業の手伝いがし易く親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が95.85平方メートルあります。

なお、一部造成済ですが、農業用の進入路のため無断転用扱いとはしません。

7番も、母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、農業の手伝いがし易く親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権21件、賃借権2件、使用貸借7件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——— 御発言が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定

による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、議案第7号のうち、所有権6番及び使用貸借3番は、関連しており、富本委員に関する案件であり、農業委員会等に関する法律に規定する議事参与の制限に該当しますので、富本委員に退室をお願いいたします。また、皆様には、他の案件に先立ち該当する2件の御審議をお願いいたします。

それでは事務局による富本委員の退室誘導をお願いします。

(富本委員退室)

議事に戻りまして、所有権6番及び使用貸借3番について事務局の説明を求めます。

**稲積主査** 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権移転6番と使用貸借3番について御説明申しあげます。

議案書14ページを御覧ください。

6番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻・野菜を栽培するものです。

審査基準のうち、下限面積については、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借3番が同時に提出され、要件は満たします。

他の要件である全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件も全て満たしています。

次に、所有権移転6番に関連する使用貸借3番について、御説明申しあげます。

議案書16ページを御覧ください。

3番は、規模拡大を希望する借人が3年間借り受けて水稻・野菜を栽培するものです。

以上、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、所有権移転6番、使用貸借3番について、御審議いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——— 御発言が無いようでありますので、議案第7号のうち、所有権6番及び使用貸借3番について許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、許可することに決定いたしました。

それでは、事務局による富本委員の入室誘導をお願いします。

(富本委員 入室、着席)

引き続きまして、その他の案件について事務局の説明を求めます。

**稲積主査** 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書14ページを御覧ください。

1番は、自作地の一部を売却することに伴い代替の農地を購入するもので、取得後は

水稻を作付けするものです。

審査基準は全て満たしております。なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。譲受人は、さぬき市にも農地を所有していますが、さぬき市農業委員会から提出された精農審査表の記載内容にも問題はありませんでした。

3番も、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

4番は、基盤強化促進法による小作地を小作人が購入するもので、取得後は引き続き野菜を栽培するものです。

5番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が自作地の隣接農地を譲り受けるもので、取得後は水稻を作付けするものです。

7番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

8番も、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後はミカンを栽培するものです。使用貸借に係る農地返還通知7番に関連しています。

9番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が自作地の隣接農地を譲り受けるもので、取得後は野菜を栽培するものです。

10番は、残存小作地を小作人が購入するもので、取得後は引き続き野菜・果樹を栽培するものです。

11番は、譲渡人が労力不足であることから、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻・麦、茶葉を栽培するものです。譲受人の現住所はさぬき市ですが、さぬき市には経営農地はなく、申請地近くの住宅へ転居予定のため全部効率利用要件は問題ありません。

議案書15ページを御覧ください。

12番は、譲渡人が労力不足であることから、申請地の近くに農地を所有し経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は豆を栽培するものです。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、使用貸借について御説明申し上げます。

議案書16ページを御覧ください。

使用貸借については、先ほど説明しました3番を除いて全て経営移譲年金受給のための再設定であります。

うち、1番と5番は、経営移譲を受けていた後継者が亡くなっていることが判明したため、死亡日の翌日から新たな後継者への20年間の使用貸借による権利の設定を行うも

ので、引き続き水稻・野菜を栽培するものです。

2番と4番・17ページの6番は、農業後継者へ権利の再設定の手続きを依頼していましたがその手続きが遅延したため7月申請となったもので、期間満了日の翌日から、備考欄に記載のとおり、10年間及び20年間の使用貸借による権利の再設定を行うもので、引き続き水稻・野菜を栽培するものです。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、地役権設定について御説明申しあげます。

議案書18ページを御覧ください。

1番は、隣接農地を共同住宅用地へ転用することに伴い申請地に排水管を埋設する必要から、30年間の地役権を設定するものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権18番に関連しています。

以上、議案第7号のうち、先に議決をいただいたものを除き、農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転11件、使用貸借5件、地役権1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——— 御発言が無いようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第8号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**中野副主幹** 議案第8号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書19ページを御覧ください。

1番は、平成5年ごろから、2番、3番は平成3年ごろから、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、いずれも非農地証明事務処理要領「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

以上、議案第8号 非農地証明願について3件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——— 御発言が無いようでありますので、議案第8号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第8号 非農地証明願については非

農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**稲積主査** 議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御説明申し上げます。

議案書20ページを御覧ください。

1番について、現地調査した結果、全筆農地として適正に耕作されていることを確認しました。また、相続人も適格要件を満たしています。

以上、議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——— 御発言が無いようでありますので、議案第9号について証明することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第9号については証明することに決定いたしました。

次に、議案第10号 農業委員会組織による「平成30年7月豪雨災害義援金」の募集についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**川西事務局長** 議案第10号 農業委員会組織による「平成30年7月豪雨災害義援金」の募集について御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

御承知のとおり平成30年6月28日から7月8日にかけて豪雨災害が発生しておりまして、約230名弱の方がお亡くなりになっております。御冥福をお祈り申しあげたいと存じます。また、現在も被災者の方々は、避難生活を余儀なくされており、一日も早い復興をお祈り申しあげたいと存じます。本市におきましても岡山県倉敷市へ応援隊を派遣しております。資料1をお目通しいただきまして、農業委員会系統組織全国農業会議所から農業委員、推進委員、事務局職員に一人一口1,000円の義援金の募集のお願いの文章が送付されております。御賛同がいただけるのであれば、8月末の地区部会において地区の担当者から集金させていただきたいと思っております。

以上、議案第10号 農業委員会組織による「平成30年7月豪雨災害義援金」の募集について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——— 御発言が無いようでありますので、議案第10号 農業委員会組織による「平成30年7月豪雨災害義援金」の募集について賛同することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第10号 農業委員会組織による「平成30年7月豪雨災害義援金」の募集は実施することに決定いたしました。

続きまして、報告案件に移ります。

農地法第4条第1項・第5条第1項関係許可状況について、事務局の報告を求めます。

**多田農地係長** 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申し上げます。

資料2を御覧ください。

平成30年7月7日から同年8月6日分までであります。

まず、許可件数ですが、6月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が10件、7月議決分といたしまして4条が10件、5条が52件、合計で4条が10件、5条が62件です。

許可保留件数につきましては、6月以前の議決分といたしまして4条が1件、5条が5件、7月議決分といたしまして4条が1件、5条が16件、合計で4条が2件、5条が21件です。

取下げにつきましては、7月議決分の5条で1件ございました。

次に、許可保留と取下げの案件について御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

4条関係で、5月議決分の6番が開発許可未了により許可保留となっております。

2ページを御覧ください。

同じく4条関係で7月議決分の11番が経済産業省の認定通知名義変更未了により許可保留となっております。

3ページを御覧ください。

5条関係で、5月議決分の9番、17番が開発許可未了により許可保留となっております。

4ページを御覧ください。

5条関係で、6月議決分の14番が開発許可及び直近事業造成工事未了により許可保留となっております。また、19番、22番が、開発許可未了により許可保留となっております。

5ページを御覧ください。

5条関係で、7月議決分の8番が開発許可及び直近事業造成工事未了により、また、11番が直近事業造成工事未了により、さらに13番、14番が開発許可未了により許可保留となっております。

6ページを御覧ください。

同じく5条関係で7月議決分の、24番、25番、31番、32番、34番が開発許可未了により許可保留となっております。番号を戻って頂いて、27番が直近事業造成工事未了により許可保留となっております。なお、22番は記載のとおり総会直前での取下げにより、

議案及び議決対象とはなっておりません。

7 ページを御覧ください。

36番、39番、43番が開発許可未了により許可保留となっております。44番が開発許可及び直近事業造成工事未了により、また、賃借権の6番が開発許可未了により許可保留となっております。

8 ページを御覧ください。

同じく賃借権の10番が開発許可未了により許可保留となっております。また、後段の使用貸借8番が先ほど御審議いただいた案件で、7月20日付で取下となっております。

以上で今月の許可状況についての報告を終わります。

**議 長** ただ今の報告に対して御質問、御意見は有りませんか。——— 御発言が無いようでありますので、本日の議事は全て終了いたしました。

これで平成30年度第5回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後3時25分 閉会



会 長

議事録署名委員

委 員

委 員